

公的研究費の運営・管理体制等について(令和7年4月1日)

茨城県産業技術イノベーションセンター長

茨城県産業技術イノベーションセンターでは、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定/令和3年2月1日改正)をはじめとする、各府庁から出されている公的研究費による研究活動の管理・不正行為に係るガイドラインを踏まえ、研究及び公的研究費の適正な執行・管理を行うことを目的とし、研究活動の不正行為の防止及び公的研究費に係る運営・管理体制に関する必要な事項を定めました。

【茨城県産業技術イノベーションセンターの運営・管理責任者】運営・管理体制は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者（茨城県産業技術イノベーションセンター長）
機関全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負います
- 2 統括管理責任者（茨城県産業技術イノベーションセンター 副センター長兼管理部長）
最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する指導責任と権限を持ちます
- 3 コンプライアンス推進責任者（茨城県産業技術イノベーションセンター 技術系副センター長）
統括管理責任者を補佐し、研究倫理及び公的研究費の管理・執行に係る教育、不正等の未然防止、業務の適正化及び効率化に関して責任と権限を持ちます
- 4 コンプライアンス推進副責任者（茨城県産業技術イノベーションセンター 繊維高分子研究所長、笠間陶芸大学学校副校長、研究調整監、イノベーション戦略部長及び技術支援部長）
センター内の各部署における公的研究費の運営・管理について実質的に統括する責任と権限を持ちます

【相談窓口】公的研究費の取り扱いに関する規程等についての相談窓口は次のとおりです

- 茨城県産業技術イノベーションセンター管理部(経理、出納等)
- 茨城県産業技術イノベーションセンターイノベーション戦略部(公的研究費の取り扱いルール、申請、実績報告等)

〒311-3195 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3781-1
電話 029-293-7212 ファクシミリ 029-293-8029
電子メール renkei2@itic.pref.ibarakijp

※電話による受付時間は、平日9時00分～17時00分といたします(12月29日から1月3日を除く)

【通報・告発窓口】不正の指摘及び告発等に関する受付窓口は次のとおりです

- 茨城県産業技術イノベーションセンター管理部

〒311-3195 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3781-1
電話 029-293-7212 ファクシミリ 029-293-8029
電子メール kanri2@itic.pref.ibarakijp

※電話による受付時間は、平日9時00分～17時00分といたします(12月29日から1月3日を除く)

【関連規定等】

茨城県産業技術イノベーションセンター公的研究費の管理・監査実施規程
茨城県産業技術イノベーションセンター公的研究費不正防止計画
茨城県産業技術イノベーションセンター職員行動規範

(注意事項)

告発は、当該競争的資金に係る研究活動における不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(私的流用、目的外使用等)を対象とします。
告発等を受け付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究者グループ、不正行為及び不正使用の態様、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。(告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。)